

デジタル観光パンフレット制作業務

公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

「デジタル観光パンフレット制作業務」の発注にあたり、貴重な財源を最大限に有効活用し、「森町のデジタル観光パンフレット」に関する事業提案を広く求めるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を適正かつ公正に選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

デジタル観光パンフレット制作業務

(2) プロポーザル方式の名称

公募型プロポーザル方式

(3) 業務内容

別添「デジタル観光パンフレット制作業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年1月15日（木）まで

(5) 提案上限額

金4,982,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 資格要件

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(2) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(3) 公告の日までに本町において、令和5年度、令和6年度及び令和7年度の競争入札参加資格者名簿の物品等に登録されている者であること。

(4) 公告の日から本契約締結の日までの間に、本町において指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 自治体が発注したデジタルパンフレットの実績を有する者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加申し込み

ア 提出期限

令和7年6月2日(月)午後5時必着

イ 郵送(書留郵便又は配達証明のできるものに限る)又は持参

ウ 提出書類一覧

	提出書類の名称	様式	用紙規格	提出部数
①	参加表明書	様式第1号	A4縦	1部
②	会社概要等整理表	様式第2号	A4縦	1部
③	業務実績整理表	様式第3号	A4縦	1部
④	業務実績整理表(様式第3号)に記載する官公庁又は公的機関からの受託実績を証明できる書類(契約書の写し等)	任意	A4縦	1部

エ 提出先

森町役場 商工労働観光課 観光係

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

電話: 01374-7-1284 (直通)

FAX: 01374-2-0500

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和7年6月6日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、その旨及び理由を書面により通知する。

資格要件が満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して5日以内に書面により、森町に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、3日以内に書面により回答する。

(3) 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書(様式第5号)、実施体制図(任意様式)、工程表(任意様式)、本業務に対する企画提案資料(任意様式)、提案価格書(様式第6号)(以下、「企画提案書等」という。)は、別途定める「デジタル観光パンフレット制作業務 企画提案書等作成要領」に基づいて作成すること。

ア 提出期限

令和7年6月13日(金)午後5時まで

イ 提出場所

「(1) エ 提出先」と同じ

ウ 提出方法

郵送(書留郵便又は配達証明のできるものに限る)又は持参

5 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、「デジタル観光パンフレット制作業務プロポーザル

審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)が行う。

審査委員会は、「デジタル観光パンフレット制作業務受託候補者選定基準」(以下、「選定基準」という。)に基づき審査し、受託候補者及び次点者を選定する。

(2) 審査(プレゼンテーション)

参加者によるプレゼンテーションを実施し、その内容及び提出された企画提案書等の内容について、選定基準に基づき審査する。

プレゼンテーションは企画提案書に基づいて行うこととし、プロジェクター及びスクリーン等を用いて説明することも可能とする。尚、必要な機器PC等は、参加者において準備すること。プロジェクター(HDMI ケーブルのみのため、変換アダプター等必要な場合は参加者において準備すること。)及びスクリーンのみ本町が準備する。

ア 日時

令和7年7月4日(月) 13時30分～予定

参加者には別途詳細を記した通知を選定審査委員会開催の5日前までに電子メールにより通知する。

イ 場所

森町公民館大会議室(予定) 中会議室(控室) 予定

6 その他契約に関する事項

- (1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (2) 審査委員会により選定した受託候補者と本要領及び仕様書、企画提案書等を基に契約内容についての協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。また、受託候補者であることを通知した日の翌日から起算して7日以内に協議と調整が整わない場合は、次点者に選定された者が森町と協議を行う。
- (3) 受注者は、発注者に文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第3者に委託し、この契約に係る権利を第3者に譲渡し、またはこの契約に係る義務を第3者に継承させてはならない。

7 本要領及び仕様書に関する質問期限及び回答

- (1) 質問期限
- (2) 令和7年5月22日(木) 午後5時まで
- (3) 質問方法

件名に【デジタル観光パンフレット制作業務に関する質問】と記入し、下記のメールアドレスへメールにて質問書(様式第4号)により質問すること。
なお、審査に関する質問には応じない。

- (3) メールアドレス shoukou@town.hokkaido-mori.lg.jp

- (4) 回答日

令和7年5月28日(水) までに回答する。

- (5) 回答方法

上記の回答日までに森町のホームページに掲載する。

8 日程

令和7年5月19日（月）募集開始
22日（木）質問締切
28日（水）質問回答
6月 2日（月）参加表明書の受付締切
6日（金）資格要件の確認通知
13日（金）企画提案書等の提出締切
16日（月）書類審査
20日（金）書類審査結果通知予定
7月 4日（金）審査（プレゼンテーション） ※予定
9日（水）最終審査結果通知予定

9 留意事項

- （1）企画提案書等の作成に要する費用等、今回の応募に係る全ての費用は参加者の負担とする。
- （2）企画提案書等は返却しない。
- （3）今回の応募により制作したデザイン等の使用は、森町の許諾がない限り使用ができないものとする。
また、森町から提供を受けた文章及び画像等の情報を無断で第三者に提供すること並びに他の目的に使用することは禁ずる。
- （4）本要領等に表示された条件に適合しない事業者や参加資格があると偽り、又は資格要件を失った事業者は、失格になることがある。
- （5）このプロポーザルは、1社の参加でも成立する。この場合、審査したうえで適当と認める場合に限り受託候補者とする。

10 問い合わせ先

森町役場 商工労働観光課 観光係

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

TEL：01374-7-1284 FAX：01374-2-0500

E-mail：shoukou@town.hokkaido-mori.lg.jp